産学官ワーキンググループ設置要綱について

都市の3 Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ 設置要綱(案)

(名称)

第1条 本会は、都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本ワーキンググループは、東京都が整備すべき3Dデジタルマップの仕様について検討を行うとともに、民間活力の活用など、より効率的かつ効果的な3次元データ収集スキームや管理体制、活用内容など、導入・運用手法の構築を見据えた検討を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、別紙のワーキンググループメンバーをもって組織する。
- 2 座長は、メンバーの互選により定める。

(ワーキンググループ)

- 第4条 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 2 座長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの公開は、ワーキンググループ資料及び議事概要の公開をすることにより行う。
- 4 ワーキンググループ資料及び議事概要の公開は、原則としてワーキンググループ開催後、遅滞なく行うこととし、座長が必要があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができるものとする。
- 5 ワーキンググループは座長が必要があると認めるときに限り、これを書面による決議とすることができる。

(ワーキンググループ運営事務局)

第5条 ワーキンググループの庶務は、東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課において処理する。 (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月 1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

都市の3 Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ メンバー一覧

1 委員

越塚 登 東京大学大学院情報学環教授

田中 浩也 慶應義塾大学環境情報学部教授

古橋 大地 青山学院大学地球社会共生学部教授

森 亮二 英知法律事務所弁護士

岩本 敏男 株式会社NTTデータ相談役

関本 義秀 一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会代表理事

村山 弘晃 国土交通省都市局国際・デジタル政策課企画専門官

2 幹事

東京都 都市整備局まちづくり調整担当部長

東京都 都市整備局先端技術調整担当部長

東京都 デジタルサービス局デジタルサービス推進部

データ利活用戦略担当課長(スマートシティ・データ連携担当課長兼務)

東京都 都市整備局総務部調整担当課長

東京都 都市整備局都市基盤部交通企画課長

3 オブザーバー

国土交通省大臣官房技術調査課

4 事務局

東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課